

(別添 4)

有害性情報の報告に関する運用について (平成 16 年 3 月 25 日 薬食発第 0325002 号、平成 16・03・19 製局第 5 号、環保企発第 040325003 号)

改正案	現 行
<p>1 報告を要する知見の範囲等について</p> <p>(1) 略 略 削除。 を繰り上げ。 を繰り上げ。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 省令第 1 条第 2 号ロに規定する知見については、以下のとおりとする。 略 略 既存化学物質の安全性点検において、濃縮度試験の結果から高濃縮でないとの結果が公表されているものについては、分配係数の対数が <u>3.5</u> 以上という知見が得られた場合でも報告の対象とはしない。</p> <p>以下、略</p>	<p>1 報告を要する知見の範囲等について</p> <p>(1) 略 略 <u>1 - オクタノールと水との間の分配係数測定試験については、OECD テストガイドライン 117 の試験方法により行われた試験</u> 略 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 省令第 1 条第 2 号ロに規定する知見については、以下のとおりとする。 略 略 既存化学物質の安全性点検において、濃縮度試験の結果から高濃縮でないとの結果が公表されているものについては、分配係数の対数が <u>3.0</u> 以上という知見が得られた場合でも報告の対象とはしない。</p> <p>以下、略</p>